

前文の作成について

環境変化

< 委員意見 >

- ・我々がこれまで経験したことがない社会の質的变化があり、高齢化社会、急激な情報化の進展、国際社会の枠組みの変化、急激な情報化の進展、国際社会の枠組みの変化、地球規模での温暖化現象、公害問題等に伴う諸々の環境の危機に直面しています。
- ・このような状況下において、私たちの生活を取り巻く現代の情勢は著しく変化している。このことを踏まえ、私たちが生活している川崎市（首都圏）では、これらの諸課題を解決しつつ、すべての市民が共感できる豊かな質的に高い川崎市（都市社会）として活力と潤いのある町づくりのための新たな創造を目指した将来像を見つめつつ前文が記されればと思料します。
- ・国際環境の変化の中で、我が国は少子・高齢化や情報化の進展、社会の成熟化など社会情勢の大きな変化に直面している。

川崎らしさ

< ポストイット意見 >

- ・川崎に住むことが誇れるような条例
- ・「川崎には基本条例がある」ことを誇りにできるように
- ・川崎らしい特徴を入れる(理念)
- ・人、社会、自然等の豊かさ
- ・川崎は細長く、近代工業都市から居住地まで広く存在する
- ・川崎市のイメージをどのように具体化するのか(つくり方に大きく関わる)
- ・川崎市の独自性を打ち出す

< 委員意見 >

- ・わがまち、川崎は北に多摩川を控えた平坦な地域、東南に東京湾に面した臨海地域、南は小高い丘陵地域という多様な地形を有し、重工業、情報産業を核とする工業地域や豊かな自然を残す住宅地域、都市農業地域が東西に細長い市域に共存し、そこに様々な市民の様々な生活が営まれている。
- ・古事記にも伝承されている古代から連なる遥かな歴史と文化を有し、近代日本の産業立国の重要な担い手でもあった。
- ・このまち、川崎を愛する私たち市民は、先人が育み伝えてきた自然、歴史、文化を大切にしそれを更に持続発展させて次世代に引き継いでいく責務がある。
- ・(私たちの住む)川崎市は、清流蘇えった多摩川、太陽の光に輝く緑豊かな丘陵、世界に通じる東京湾・川崎港等自然の恵みを受け、ものづくりの伝統に支えられ開花した先端技術工業、人材育成と活発な文化・芸術活動を育む教育・文化施設、環境保全に真摯に取り組みながら生活を営む居住地域、市民生活に密着した商業エリア等地域の特色を生かしながら着実に発展してきました。
- ・私たち川崎市民は、緑が豊富な丘陵の居住地域と平坦中間地及び臨海部の居住地・商業地・近代工業地区の混在地域に生活圏を有し、それぞれの環境と住民意識や課題は異なる特性があることを認め、各行政区はその特質を尊重する施策を講じるよう条例で定める。
- ・私たちは、この川崎市が母なる川・多摩川の水と、青空と、武蔵野の面影を残す緑のもとで、ともに働き、いこい、真に市民の心のふるさと呼べるにふさわしい都市として、よみがえるため、市民と自然が共生し、文化の香り豊かな市格と魅力をもち、新しい都市「人間賛歌都市」を創造していくことを決意して行動を起こさなければなりません。
- ・多摩川、二ヶ領用水、多摩丘陵と、豊かな自然の恵みのもと、多くの困難を乗り越えて、川崎は育ってきました。
- ・多摩川、二ヶ領用水、多摩丘陵と、豊かな自然の恵みのもと、多くの困難を乗り越えて、川崎は育ってきました。
- ・海を南に、東に多摩川、北に豊かな緑、私たちの街川崎市は、自然に恵まれ、世界100ヶ国を超える、外国籍の人々も住む、人口130万人、日本有数の大都市です、そして、曾って、日本の重工業産業を支える、中核都市でもありました。
- ・時代の変遷とともに、重工業は今、知能集積型のハイテク産業へ、また市内は、音楽溢れる文化の街へと、移り変わりつつあるも、都市化の進展は貴重な緑を蝕み、巨大マンションラッシュは、住環境の悪化をもたらすなど、様々な問題も生じております。
- ・東西に(南北に)細長い川崎は、この100年で都市圏の肥大化とともに人口が増加しました。戦後の国土開発計画や、産業政策の展開にともなって、人口分布は全域で増加するようになり、川崎市が政令指定都市となったのち、現在の7つの行政区にわかれています。川崎は、歴史や文化、経済などいくつかの異なった地域特性を持っています。また、川崎には多様な人々が住み・暮らしています。

- ・川崎市は多摩川を背にして南北に長く、夫々の地が川と街道沿いに発展したが、市の南部は我が国の産業進展とともに臨海工業地帯となり公害に取り組み、北部は農地の中にベッドタウンとして整備され、環境を保持し、又、夫々の地域は商業の中核地を育てて来た。

川崎の地理的条件は大きな長所である。それを活かしたまちづくりをすすめる。

- ・川崎市には、海、川、丘陵など豊かな自然がある。

- ・巨大都市東京、横浜に隣接し、首都圏の中心部に位置している。

広域的、国際的な拠点性を十分有している。

産業都市として伝統的に培われてきた技術力、研究開発力、人材力の蓄積は大切な宝物である。これを活かして国内、国際的に存在感のあるまちづくりをすすめる。

自治

< ポストイット意見 >

- ・「市民自治」最優先の原則
- ・自らを愛し、家族を愛するように郷土を愛する心、公共心が「市民自治」の根源
- ・市民・行政が郷土を愛する心を基底に相互の信頼関係を築く事が「市民自治」実現の要諦
- ・公共心、郷土愛の涵養に果たす教育の重要性(少なくとも市立校で)

< 委員意見 >

- ・私たち川崎市民は、『私たちのまちのことは、私たちがきめる』という市民自治の基本のもとに、この市民自治基本条例を制定する。
 - ・市民が希求するまちづくりには、市民が進んで行動し、ともに力を合わせながら市民の手で責任を持ってまちづくりに関わっていくことが必要です。地方自治の基本は、地域のことは住民自らが責任を持って決めていくことです。
 - ・自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合っていきます。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めます。
 - ・自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合おうではありませんか。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めようではありませんか。
 - ・わたしたちは、まちの主権者としてお互いに力をあわせ、平和と民主主義を基調とする憲法を暮らしのなかに生かし、平和のうちに生存し、良好な環境のなかで健康で文化的な生活を営むことを求め、すべての市民にゆきわたる福祉を追求し、互いに自由と人格を尊重しあう個性ある市民社会をつくり出します。
 - ・様々な立場の人々がお互いに共生しあい、市民、市長、市議会議員などが一体となって、自分たちのまちのことは自分たちで考え、みんなで協力し、積極的にまちづくりに参加して、ひとり一人の人々の尊厳を大切にしながら市民の生活を最優先に暮らしていける川崎市をつくります。
 - ・市民は自治の主権者として市民自身の姿勢をもとに市政運営のあり方、市と市民の関係、市と国の関係につき条例として位置付けを明確にし、市民及び市が共有する。このためあらゆる市条例・規則の上位の規範としてこの条例を制定する。
- 2．憲法で保障されている自治権は個性的で豊かな都市づくりを進めるための基本権利である市民主権ということ踏まえ、(市民社会と連帯)自治と分権を確保することを記述。
- 7．情報の共有化に関すること、市民参加と協働に関すること
- ・自治は市民とともに、市民の住む地域が主体であり、市民の積極的な支持と参画のある地域コミュニティの上に市民活動を支える地域社会づくりを必要とする。市内は特に地域別特性があり、地域毎に適した市民活動と市政が必要で区又は区単位の活動が重要で役割が大きい。
- 個別分野毎の政策、施策、提案等の実施を担保、保障する根拠となる。
- 市民が主役としてのまちづくり、その基本的原則、システムの設計書として
- ・主権在市民、市民の自治体に対する「信託」が原則
 - ・市民(企業、団体を含む)、市長、議会の責務、権利
 - ・情報開示共有、「参加と協働」の原則

行政運営

< ポストイット意見 >

< 委員意見 >

- ・この自治基本条例は、市民が市長、市議会議員と共に役割と責務を明らかにし、市民参加・協働の基本原則を定め、市民意見が反映された開かれた行政運営を行うために、具体的な制度・仕組みを規定する。
- ・まちづくりを具体的に推進するにあたっては、行政（市・区）と市民との協働が必要です。そのためには、行政の役割と市民の役割を明確にするとともに協働の根幹をなす情報の共有化のあり様やコミュニティ活動との連携等、協働の仕組みについて定めることが求められます。
- ・また、市民の信託に応え協働の実務に携わる職員の責務についても明確にしておく必要があります。
- ・この理念のもとで都市運営にあたる市政は、人間尊重を基本として市民生活を最優先に志向し、希望のある将来の川崎市の総合計画施行にあたっては、つねに市民の負担による税を尊重して、公平で効率的に重点的に志向しなければなりません。
- ・議会はそんな一人ひとりの市民の声を、市全体としてまとめていく場です。行政は市民だけでは出来ないことを行い、そして、市民の自治の活動を支える組織です。行政の長たる市長は、常に自ら新しい価値を生み出すことの出来る組織運営を行って下さい。また、議会も、行政も、市長も、いつも市民の声を聞いて下さい。
- ・議会はそんな市民の声を市全体としてまとめていきます。行政は市民だけでは出来ないことを行い、そして、市民の自治の活動を支えます。市長は、常に自ら新しい価値を生み出すことの出来る組織運営を行います。また、議会も、行政も、市長も、いつも市民の声に耳を傾けます。
- ・自治が中央集権から地方分権へ動く流れの中で、市は地方公共団体として自主性と自立性を高め、総合的な行政を市として責任をもって進める。

条例の位置付け・基本理念

< ポストイット意見 >

- ・「参加と協働」、「情報の共有」
- ・市政担当者、職員(事務局)に信託、信認するための条件を明確化したものとしての基本条例、信認条例

< 委員意見 >

- ・地方分権の時代にあつて私たち市民はこのまちにあつて自らが支え、支えられているとの自覚を持ち、個人の自律を尊重するが故に他人の自律、社会公共的な価値を尊重し、市民自治最優先の原則、参加と協働の原則、情報共有の原則、政策・行政評価の原則、総合行政の原則を基軸として、市民が主役となった活気と潤いとそして温かみのある安全で暮らし良いわがまち、川崎のまちづくりを実現するため、ここに市民参加によって策定された自治基本条例を制定する。
- ・この川崎市市民自治基本条例は、市民主体の市民による市民のための自治をめざし、市民が市長、市議会議員等と一体となり「人間賛歌都市」を実現するための川崎市の基本理念であり、憲法であります。
- ・このような中で、自分たちの住む街は、自分たちで、誰でもが、安全で安心して住み暮らし、多様な異文化も、共存共生する市民文化を育て、議会、行政、市民の協働の下「市民の市民による市民のための」21世紀にふさわしい、平和な人権国際都市、川崎自治実現のため、この条例を定めるものである。
- ・より良い暮らしのために、お互いの立場を尊重しあいながら他の人々と連携し「くらしたいまちをつくる」ためにここに自治基本条例を制定いたします。
- ・また、私たちが暮らす環境が損なわれず、未来に希望を持ち生きていきたいという願い。川崎市にかかわるすべての人にとって、この願いをかなえられる状態に近づけるための手段として、自治基本条例を策定し、これをその願いをかなえるために有効に活用していくことをめざす。
- ・市政を進める役割として市民、事業者、市行政、市議会が夫々協力し、社会保障、教育、文化、福祉、環境、産業振興、治安、情報公開等市民が求める理念に進まねばならない。

まちづくりの方向性

< ポストイット意見 >

- ・持続可能な都市に
- ・(福祉)子育て負担を社会で広く分かち合うまち
- ・潤いと活力あることを盛り込む
- ・生産のまちから消費のまちへ
- ・みんなで教育を推進するまち(こどもを大切に)
- ・環境を大切にするまち
- ・農業を大切にするまち
- ・道路を(交通)大切にするまち

< 委員意見 >

- ・私たち川崎市民は、物質至上主義から脱却して、自らを愛し、家族を愛し、郷土を愛する心が公共心を育み、子どもたちに明るい未来を、青年に希望を、老人に生きがいを、障害者には優しさを感じる明るい人間環境づくりのための政策を推進する。
- 4．人と自然が共生する環境と心豊かに生活できる活力と安らぎと潤う町を目指す記述。
 - 5．生きがいとゆとり、個性的で魅力ある都市づくりの重要事項を記す。

安全・安心、生活

< ポストイット意見 >

- ・「安全な生活」:防災、防犯(市と警察との関係?)への言及
- ・日々の暮らし、子供の未来にも喜びや希望が持てるように
- ・明確で生活に密着した条例に

< 委員意見 >

- ・私たちが住んでいるまちを「もっと安心して暮らせるまちにしたい」「住んでいてよかったと思えるまちにしたい」「住んでみたくなるまちにしたい」と多くの市民は願っています。
 - ・私たちは、主権者として平和と民主主義に基づく憲法を暮らしに生かし、健康で文化的な豊かな暮らしを実現するために条例を定めて行使することを目的とする。
 - ・そこには、子供は夢をもち、若人は希望に満ちあふれ、高齢者は、生きがいを感じ、また心身障害者などの弱者には、いたわりがある、あかるい人間生活の環境が確保されなければなりません。
 - ・わたしたちは、だれもが自分らしく安心して暮らせるまち川崎をめざします。
 - ・誰もが普遍的に持っている「自分の人生や、暮らしを充実したものにしたい」、「自分の存在をかけがえのないものとして認め、また他者からも認められる関係の中で、安心して暮らしたい」という願い。
 - ・市民の目指す都市は、明るく住みよい安全で健康な、快適で美しく且つ利便性のある都市である。
- 1．全ての市民が等しく人間として尊重される自由と活力と潤いのあるかつ安全で安心の町づくりのための記述。
 - 3．市民社会をめぐる環境は、多様化、複雑化していくと予想されますが、市民生活優先の堅持を記述。

将来展望

< ポストイット意見 >

- ・何のための条例か、“夢”をかなえるため、どういう生き方、人育て
- ・総合的“夢”とは何か
- ・10年後、20年後の未来に夢を持てる条例

< 委員意見 >

- ・私たち川崎市民は、この自治基本条例の制定により地方分権の理念を最大限に生かし、川崎市民として自身と誇りをもって暮らせる都市づくりを、将来に向かって推進することを誓う。
- ・ 私たちは、川崎市民であることに誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、協働するまちづくりの実現を目指して、ここに川崎市自治基本条例を制定します。
- ・ 市民も市政に対してパートナーシップの精神にのっとり積極的に参画して、おたがいが信頼できる関係を構築し、世界に誇れる「人間賛歌都市」としての川崎市のまちづくりに全力をあげ、新しい都市文明の創造に向けて、日々前進することを目指し、ここにこの条例を制定します。
- ・それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。そんな川崎で、市民一人ひとりが個性を発揮し、多くの人がつながりを持ち、仲間作りを行い、市民と事業者も手を携え、地域地域が元気になり、世界に向けて誇ることの出来る川崎にみんなで行きましょう。
- ・それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。そんな川崎で、市民一人ひとりが個性を発揮し、多くの人がつながりを持ち、仲間作りを行い、市民と事業者も手を携え、地域地域が元気になり、世界に向けて誇ることの出来る川崎にしていきます。
- ・これからも身近な問題から地球規模の問題と、いろいろな問題が出てくるでしょう。また、ますます複雑化し、途方にくれることもあるでしょう。そんな一つひとつの問題に、多様な生き物の存在を認め、平和を愛する心と基本的な人権を大切にする精神を持って、みんなで力を合わせて、対処していこうではありませんか。
- ・これからも身近な問題から地球規模の問題まで、ますます複雑化して現れてきます。そんな一つひとつの問題に、多様な生き物の存在を認め、基本的な人権を尊重する精神と平和を愛する心を持って、みんなで力を合わせて、対処していきます。

その他

< 委員意見 >

6 . 危機管理に関する事項

- ・安全、安心な生活の確保について（防災、防犯を含む）
- ・交通機能（快適な市民生活を支える）

荒井委員意見

私たち川崎市民は、『私たちのまちのことは、私たちがきめる』という市民自治の基本のもとに、この市民自治基本条例を制定する。

私たちは、主権者として平和と民主主義に基づく憲法を暮らしに生かし、健康で文化的な豊かな暮らしを実現するために条例を定めて行使することを目的とする。

私たち川崎市民は、緑が豊富な丘陵の居住地域と平坦中間地及び臨海部の居住地・商業地・近代工業地区の混在地域に生活圏を有し、それぞれの環境と住民意識や課題は異なる特性があることを認め、各行政区はその特質を尊重する施策を講じるよう条例で定める。

私たち川崎市民は、物質至上主義から脱却して、自らを愛し、家族を愛し、郷土を愛する心が公共心を育み、子どもたちに明るい未来を、青年に希望を、老人に生きがいを、障害者には優しさを感じる明るい人間環境づくりのための政策を推進する。

この自治基本条例は、市民が市長、市議会議員と共に役割と責務を明らかにし、市民参加・協働の基本原則を定め、市民意見が反映された開かれた行政運営を行うために、具体的な制度・仕組みを規定する。

私たち川崎市民は、この自治基本条例の制定により地方分権の理念を最大限に生かし、川崎市民として自身と誇りをもって暮らせる都市づくりを、将来に向かって推進することを誓う。

石田委員意見

わがまち、川崎は北に多摩川を控えた平坦な地域、東南に東京湾に面した臨海地域、南は小高い丘陵地域という多様な地形を有し、重工業、情報産業を核とする工業地域や豊かな自然を残す住宅地域、都市農業地域が東西に細長い市域に共存し、そこに様々な市民の様々な生活が営まれている。

古事記にも伝承されている古代から連なる遥かな歴史と文化を有し、近代日本の産業立国の重要な担い手でもあった。

このまち、川崎を愛する私たち市民は、先人が育み伝えてきた自然、歴史、文化を大切にしそれを更に持続発展させて次世代に引き継いでいく責務がある。

地方分権の時代にあって私たち市民はこのまちにあって自らが支え、支えられているとの自覚を持ち、個人の自律を尊重するが故に他人の自律、社会公共的な価値を尊重し、市民自治最優先の原則、参加と協働の原則、情報共有の原則、政策・行政評価の原則、総合行政の原則を基軸として、市民が主役となった活気と潤いとそして温かみのある安全で暮らし良いわがまち、川崎のまちづくりを実現するため、ここに市民参加によって策定された自治基本条例を制定する。

末吉委員意見

私たちが住んでいるまちを「もっと安心して暮らせるまちにしたい」「住んでいてよかったと思えるまちにしたい」「住んでみたくなるまちにしたい」と多くの市民は願っています。

市民が希求するまちづくりには、市民が進んで行動し、ともに力を合わせながら市民の手で責任を持ってまちづくりに関わっていくことが必要です。地方自治の基本は、地域のことは住民自らが責任を持って決めていくことです。

まちづくりを具体的に推進するにあたっては、行政(市・区)と市民との協働が必要です。そのため、行政の役割と市民の役割を明確にするとともに協働の根幹をなす情報の共有化のあり様やコミュニティ活動との連携等、協働の仕組みについて定めることが求められます。

また、市民の信託に応え協働の実務に携わる職員の責務についても明確にしておく必要があります。

私たちは、川崎市民であることに誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重され、協働するまちづくりの実現を目指して、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

【冒頭部分に川崎市について言及する場合の文案】

(私たちの住む)川崎市は、清流蘇えった多摩川、太陽の光に輝く緑豊かな丘陵、世界に通じる東京湾・川崎港等自然の恵みを受け、ものづくりの伝統に支えられ開花した先端技術工業、人材育成と活発な文化・芸術活動を育む教育・文化施設、環境保全に真摯に取り組みながら生活を営む居住地域、市民生活に密着した商業エリア等地域の特色を生かしながら着実に発展してきました。

高松委員意見

平成16年6月6日

私たちは、この川崎市が母なる川・多摩川の水と、青空と、武蔵野の面影を残す緑のもとで、ともに働き、いきい、真に市民の心のふるさと呼べるにふさわしい都市として、よみがえるため、市民と自然が共生し、文化の香り豊かな市格と魅力をもち、新しい都市「人間賛歌都市」を創造していくことを決意して行動を起こさなければなりません。

そこには、子供は夢をもち、若人は希望に満ちあふれ、高齢者は、生きがいを感じ、また心身障害者などの弱者には、いたわりがある、あかるい人間生活の環境が確保されなければなりません。

この川崎市市民自治基本条例は、市民主体の市民による市民のための自治をめざし、市民が市長、市議会議員等と一体となり「人間賛歌都市」を実現するための川崎市の基本理念であり、憲法であります。

この理念のもとで都市運営にあたる市政は、人間尊重を基本として市民生活を最優先に志向し、希望のある将来の川崎市の総合計画施行にあたっては、つねに市民の負担による税を尊重して、公平で効率的に重点的に志向しなければなりません。

市民も市政に対してパートナーシップの精神にのっとり積極的に参画して、おたがいが信頼できる関係を構築し、世界に誇れる「人間賛歌都市」としての川崎市のまちづくりに全力をあげ、新しい都市文明の創造に向って、日々前進することを目指し、ここにこの条例を制定します。

前文の考え方

- 1、川崎都市憲章(条例)原案:川崎都市憲章起草委員会(1973年2月7日)を参照
- 2、川崎市らしさ、川崎の特徴をうたう。
- 3、「人間都市」をこえて「人間賛歌都市」を宣言する。
- 4、行政の役割及び市民の役割の基本的考え方をうたう。
- 5、信頼と尊重をうたう。
などを盛り込む様に考えたものです。

竹井委員意見 2004.6.8

(呼びかけ調の前文)

自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合おうではありませんか。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めようではありませんか。

議会はそんな一人ひとりの市民の声を、市全体としてまとめていく場です。行政は市民だけでは出来ないことを行い、そして、市民の自治の活動を支える組織です。行政の長たる市長は、常に自ら新しい価値を生み出すことの出来る組織運営を行って下さい。また、議会も、行政も、市長も、いつも市民の声を聞いて下さい。

多摩川、二ヶ領用水、多摩丘陵と、豊かな自然の恵みのもと、多くの困難を乗り越えて、川崎は育ってきました。これからも身近な問題から地球規模の問題と、いろいろな問題が出てくるでしょう。また、ますます複雑化し、途方にくれることもあるでしょう。そんな一つひとつの問題に、多様な生き物の存在を認め、平和を愛する心と基本的な人権を大切に作る精神を持って、みんなで力を合わせて、対処していこうではありませんか。

それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。そんな川崎で、市民一人ひとりが個性を発揮し、多くの人がつながりを持ち、仲間作りを行い、市民と事業者も手を携え、地域地域が元気になり、世界に向けて誇ることの出来る川崎にみんなでしていきましょう。

(宣言調の前文)

自分たちが住む町のことは、自分たちで決め、自分たちが出来ることは自分たちでやっていく。それが自治の基本です。一つのことをみんなで決めるには時間がかかるかもしれませんが、お互いを尊重しながら、認め合いながら、話し合っていきます。一人ひとりの出来ることは小さいかもしれませんが、みんなで力を合わせて、進めます。

議会はそんな市民の声を市全体としてまとめていきます。行政は市民だけでは出来ないことを行い、そして、市民の自治の活動を支えます。市長は、常に自ら新しい価値を生み出すことの出来る組織運営を行います。また、議会も、行政も、市長も、いつも市民の声に耳を傾けます。

多摩川、二ヶ領用水、多摩丘陵と、豊かな自然の恵みのもと、多くの困難を乗り越えて、川崎は育ってきました。これからも身近な問題から地球規模の問題まで、ますます複雑化して現れてきます。そんな一つひとつの問題に、多様な生き物の存在を認め、基本的な人権を尊重する精神と平和を愛する心を持って、みんなで力を合わせて、対処していきます。

それぞれの地域が特徴を持ち、一つの色に染まらない川崎。そんな川崎で、市民一人ひとりが個性を発揮し、多くの人がつながりを持ち、仲間作りを行い、市民と事業者も手を携え、地域地域が元気になり、世界に向けて誇ることの出来る川崎にしていきます。

塚本委員意見

海を南に、東に多摩川、北に豊かな緑、私たちの街川崎市は、自然に恵まれ、世界100ヶ国を超える、外国籍の人々も住む、人口130万人、日本有数の大都市です、そして、曾って、日本の重工業産業を支える、中核都市でもありました。

時代の変遷とともに、重工業は今、知能集積型のハイテク産業へ、また市内は、音楽溢れる文化の街へと、移り変わりつつあるも、都市化の進展は貴重な緑を蝕み、巨大マンションラッシュは、住環境の悪化をもたらすなど、様々な問題も生じております。

このような中で、自分たちの住む街は、自分たちで、誰でもが、安全で安心して住み暮らし、多様な異文化も、共存共生する市民文化を育て、議会、行政、市民の協働の下「市民の市民による市民のための」21世紀にふさわしい、平和な人権国際都市、川崎自治実現のため、この条例を定めるものである。

浪瀬委員意見

2004年6月9日

川崎市 自治基本条例 前文(案)

わたしたちは、だれもが自分らしく安心して暮らせるまち川崎をめざします。

わたしたちは、まちの主権者としてお互いに力をあわせ、平和と民主主義を基調とする憲法を暮らしのなかに生かし、平和のうちに生存し、良好な環境のなかで健康で文化的な生活を営むことを求め、すべての市民にゆきわたる福祉を追求し、互いに自由と人格を尊重しあう個性ある市民社会をつくり出します。

より良い暮らしのために、お互いの立場を尊重しあいながら他の人々と連携し「くらしたいまちをつくる」ためにここに自治基本条例を制定いたします。

東西に(南北に)細長い川崎は、この100年で都市圏の肥大化とともに人口が増加しました。戦後の国土開発計画や、産業政策の展開にともなって、人口分布は全域で増加するようになり、川崎市が政令指定都市となったのち、現在の7つの行政区にわかれています。川崎は、歴史や文化、経済などいくつかの異なった地域特性を持っています。また、川崎には多様な人々が住み暮らしています。

様々な立場の人々がお互いに共生しあい、市民、市長、市議会議員などが一体となって、自分たちのまちのことは自分たちで考え、みんなで協力し、積極的にまちづくりに参加して、ひとり一人の人々の尊厳を大切にしながら市民の生活を最優先に暮らしていける川崎市をつくります。

長谷山委員意見

誰もが普遍的に持っている「自分の人生や、暮らしを充実したものにしたい」、「自分の存在をかけたがえのないものとして認め、また他者からも認められる関係の中で、安心して暮らしたい」という願い。

また、私たちが暮らす環境が損なわれず、未来に希望を持ち生きていきたいという願い。川崎市にかかわるすべての人にとって、この願いをかなえられる状態に近づけるための手段として、自治基本条例を策定し、これをその願いをかなえるために有効に活用していくことをめざす。

藤崎委員意見

我々がこれまで経験したことがない社会の質的变化があり、高齢化社会、急激な情報化の進展、国際社会の枠組みの変化、急激な情報化の進展、国際社会の枠組みの変化、地球規模での温暖化現象、公害問題等に伴う諸々の環境の危機に直面しています。

このような状況下において、私たちの生活を取り巻く現代の情勢は著しく変化している。このことを踏まえ、私たちが生活している川崎市(首都圏)では、これらの諸課題を解決しつつ、すべての市民が共感できる豊かな質的に高い川崎市(都市社会)として活力と潤いのある町づくりのための新たな創造を目指した将来像を見つめつつ前文が記されればと思料します。

(主意見)

1. 全ての市民が等しく人間として尊重される自由と活力と潤いのあるかつ安全で安心の町づくりのための記述。
2. 憲法で保障されている自治権は個性的で豊かな都市づくりを進めるための基本権利である市民主権ということ踏まえ、(市民社会と連帯)自治と分権を確保することを記述。
3. 市民社会をめぐる環境は、多様化、複雑化していくと予想されますが、市民生活優先の堅持を記述。
4. 人と自然が共生する環境と心豊かに生活できる活力と安らぎと潤う町を目指す記述。
5. 生きがいとゆとり、個性的で魅力ある都市づくりの重要事項を記す。
6. 危機管理に関する事項
 - ・安全、安心な生活の確保について(防災、防犯を含む)

・交通機能（快適な市民生活を支える）

7．情報の共有化に関する事、市民参加と協働に関する事

山下委員意見

国際環境の変化の中で、我が国は少子・高齢化や情報化の進展、社会の成熟化など社会情勢の大きな変化に直面している。

川崎市は多摩川を背にして南北に長く、夫々の地が川と街道沿いに発展したが、市の南部は我が国の産業進展とともに臨海工業地帯となり公害に取り組み、北部は農地の中にベッドタウンとして整備され、環境を保持し、又、夫々の地域は商業の中核地を育てて来た。

市民は自治の主権者として市民自身の姿勢をもとに市政運営のあり方、市と市民の関係、市と国の関係につき条例として位置付けを明確にし、市民及び市が共有する。このためあらゆる市条例・規則の上位の規範としてこの条例を制定する。

市民の目指す都市は、明るく住みよい安全で健康な、快適で美しく且つ利便性のある都市である。

自治は市民とともに、市民の住む地域が主体であり、市民の積極的な支持と参画のある地域コミュニティの上に市民活動を支える地域社会づくりを必要とする。市内は特に地域別特性があり、地域毎に適した市民活動と市政が必要で区又は区単位の活動が重要で役割が大きい。

自治が中央集権から地方分権へ動く流れの中で、市は地方公共団体として自主性と自立性を高め、総合的な行政を市として責任をもって進める。

市政を進める役割として市民、事業者、市行政、市議会が夫々協力し、社会保障、教育、文化、福祉、環境、産業振興、治安、情報公開等市民が求める理念に進まねばならない。

吉田(高)委員意見

川崎らしさを活かしたまちづくりの方向について

川崎の地理的条件は大きな長所である。それを活かしたまちづくりをすすめる。

- ・川崎市には、海、川、丘陵など豊かな自然がある。
- ・巨大都市東京、横浜に隣接し、首都圏の中心部に位置している。

広域的、国際的な拠点性を十分有している。

産業都市として伝統的に培われてきた技術力、研究開発力、人材力の蓄積は大切な宝物である。これを活かして国内、国際的に存在感のあるまちづくりをすすめる。

市民自治について

個別分野毎の政策、施策、提案等の実施を担保、保障する根拠となる。

市民が主役としてのまちづくり、その基本的原則、システムの設計書として

- ・主権在市民、市民の自治体に対する「信託」が原則
- ・市民(企業、団体を含む)、市長、議会の責務、権利
- ・情報開示共有、「参加と協働」の原則